

# 第 1 問 答案用紙< 1 > (租 税 法)

## 問題 1

### 問 1

A社が貸倒引当金勘定に繰り入れた金額は、見積もり計上による債務未確定な費用であり、また、A社は資本金の額が1億円超の内国普通法人であるため、経過措置により段階的に縮減される一括貸倒引当金繰入限度額の範囲内の金額を除き、A社の平成26事業年度の法人税の確定申告上、損金の額に算入しない（法法22③二、52①一イ、②）。

### 問 2

B社によるC社の株式の配当は、内国法人との間に完全支配関係がある内国普通法人に対して行う現物分配として適格現物分配に該当するため、C社株式を適格現物分配の直前の帳簿価額により譲渡したものとして、B社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、所得の金額を計算する（法法二十二の七の六、十二の十五、62の5③）。

### 問 3

本問の吸収合併は、完全支配関係がある法人間での無対価合併として適格合併に該当するため、それによるB社からA社への資産等の移転は、適格合併に係る最後事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、B社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、所得の金額を計算する（法法二十二の七の六、十二の八イ、62の2①）。

### 問 4

Pの所有財産のうち上場株式は、国外転出をする居住者が所有する1億円以上の有価証券であるため、国外転出時に、その時における価額に相当する金額（時価3億円）で譲渡があったものとみなし、取得費は取得価額の4,000万円として、譲渡所得の金額を計算する（所法33③、38①、60の2①一、⑤）。

# 第 1 問 答案用紙< 2 > (租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	法人税法66条2項、6項2号イ ----- 各事業年度終了の時ににおいて資本金の額が5億円以上である法人との間に ----- 完全支配関係がある普通法人には、法人税法上の軽減税率の適用はない。
②	○	法人税法2条12号の18ロ ----- ----- -----
③	×	所得税法22条1項、2項 ----- 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及 ----- び山林所得金額とされるため、退職所得は総所得金額には含まれない。
④	×	所得税法73条1項 ----- 平成28年中に支払った医療費の金額は80万円であるため、平成28年分の所 ----- 得税の確定申告上、控除できる医療費控除額は70万円である。
⑤	○	消費税法4条1項、3項3号、消費税法5条1項 ----- ----- -----

## 第2問 答案用紙<1> (租税法)

問題 1

問 1

(単位：円)

当期純利益の額	. . . . .	
	<u>加算すべき金額</u>	<u>減算すべき金額</u>
(租税公課についての申告調整)		
2. 租税公課に関する事項		
(1) について	, ,	22,500,000
(2) について	, ,	172,000
(3) について	103,400,000	, ,
(4) について	128,037,000	, ,
(5) について	1,200,000	, ,
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
3. 前期分の修正申告に関する事項		
(1) について	, ,	3,450,000
(2) について	, ,	480,000
(3) について	0	, ,
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式の剰余金の配当	, ,	4,900,000
B社株式の剰余金の配当	, ,	300,000
(所得税額の控除についての申告調整)		
剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税	1,251,031	, ,
社債の利子及び預金の利子に係る 所得税・復興特別所得税	208,896	, ,
(減価償却についての申告調整)		
機械装置D	225,000	, ,
器具備品E	, ,	55,250
建物附属設備F	174,625	, ,
一括償却資産	370,000	, ,

## 第 2 問 答案用紙< 2 >

### (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(引当金についての申告調整)		
賞与引当金	5,000,000	, ,
貸倒引当金	, ,	3,000,000
(有価証券の期末評価についての申告調整)		
H社株式	, ,	1,300,000
C社社債	100,000	, ,
(役員給与についての申告調整)		
8. 役員給与に関する事項		
(1)について	0	, ,
(2)について	2,500,000	, ,
(資産の廃棄についての申告調整)		
製品J	4,500,000	, ,
機械装置K	3,600,000	, ,
(その他の申告調整)	. . . . .	. . . . .
(法人税額の計算)		
所得金額	746,000,000	
法人税額	174,564,000	
所得税額及び復興特別所得税額の控除額	1,459,927	
中間申告法人税額	. . . . .	
納付すべき法人税額	. . . . .	

## 第 2 問 答案用紙< 3 > (租 税 法)

問 2

	加算すべき金額	減算すべき金額
(単位：円)		
(A社における申告調整)		
・平成29年3月期 (1)について	,            ,	120,000,000
(2)について	,            ,	4,000,000
・平成30年3月期 (3)について	140,000,000	,            ,

問 3

	(単位：円)
第7期における欠損金の控除額	5,000,000
第8期に繰り越す欠損金額	7,000,000

## 第 2 問 答案用紙< 4 > (租 税 法)

**問題 2**

(単位：円)

[問]1. 乙の合計所得金額について

雑所得の金額(公的年金等に係る部分)	, 440, 000	
雑所得の金額(公的年金等以外の部分)	XXX, XXX, XXX	
雑所得の金額(合計所得金額)		, 360, 000

[問]2. 甲の確定申告について

(1) 所得金額の計算

(総合課税)

給与所得の金額 5, 448, 012

事業所得 総収入金額 3, 400, 000

必要経費の額 XXX, XXX, XXX

青色申告特別控除 XXX, XXX, XXX

事業所得の金額 1, 200, 000

配当所得の金額 12, 530, 000

一時所得の金額 1, 500, 000

(分離課税)

上場株式等に係る譲渡所得の金額 , 600, 000

一般株式等に係る譲渡所得の金額 △500, 000

(2) 所得控除の計算

寄附金控除 , 48, 000

扶養控除 , 760, 000

その他控除 . . . . .

## 第2問 答案用紙<5> (租 税 法)

(3) 課税所得金額の計算

課税総所得金額 17,000,000

上場株式等に係る課税譲渡所得の金額及び  
一般株式等に係る課税譲渡所得の金額の合計額 , 600, 000

(4) 税額計算

課税総所得金額に対する所得税額 4, 074, 000

上場株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額及び  
一般株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する所得税額の合計額 , 90, 000

(5) 税額控除

配当控除 , 873, 000

## 第 2 問 答案用紙< 6 >

### (租 税 法)

**問題 3**

(単位：円)

**問 1**

〔問〕 1. 課税売上割合の計算

(1) 課税売上額(免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。)	2,360,000,000
(2) 免税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)	, 735,500,000
(3) 非課税資産の輸出等の金額	, ,500,000
(4) 非課税売上額(非課税資産の輸出等を含まない。)	, 27,000,000
(5) 課税売上割合の計算式の分子の額	3,096,000,000
(6) 課税売上割合の計算式の分母の額	3,123,000,000

〔問〕 2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	, 121,252,950
(2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	, , 1,260
(3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	, 12,703,950

〔問〕 3. 課税標準額に対する消費税額

	, 148,680,000
--	---------------

〔問〕 4. 納付すべき消費税額の計算

(1) 控除対象仕入税額	, 133,702,821
(2) 貸倒れに係る税額	, , 472,500
(3) 中間納付額(前課税期間の実績によっている。)	, 9,450,000
(4) 納付すべき消費税額	. . . . .

**問 2**

(単位：円)

〔問〕 1. 平成26年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額 , 441,000

〔問〕 2. 平成27年中に取得した資産の用途転用に伴う消費税額の調整額 △94,500